

野洲川地域安全懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「野洲川地域安全懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市を対象として、平成27年9月関東・東北豪雨を受け、全国どこでも同様の豪雨災害が発生するものとの認識のもと、防災・減災等について情報共有し、野洲川、杣川、日野川、草津川を中心としつつ、甲賀・湖南圏域におけるその他の河川も含め、浸水を想定した安全なまちづくりについて意見交換等を行い、「水防災意識社会」を再構築することを目的として設置する。

なお、本懇談会は、改正水防法の施行後、同法第十五条の九に基づく「大規模氾濫減災協議会」と位置づけるものとする。

(懇談会)

第3条 懇談会には座長を置き、それぞれの委員の互選によって、これを定めるものとし、懇談会の委員構成は別紙のとおりとする。

2 座長は、会務を総括する。

3 座長は、懇談会の目的を達成するために必要と認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 座長は、懇談会の下部組織として、行政機関の担当者による幹事会を設けることができる。

5 行政委員は、出席できない場合は、代理を立てることとする。

6 必要に応じ河川に関し学識経験を有する者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 懇談会の事務局は、国土交通省琵琶湖河川事務所調査課、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室に置く。

2 事務局は、懇談会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年12月3日から施行する。

この規約は、平成29年5月24日から施行する。